

## 生活排水対策重点地域の解除について

岩手県内では現在、二戸市白鳥川流域及び花巻市後川流域等の2箇所を、生活排水対策重点地域（以下、「重点地域」という。）に指定しています。

今般、白鳥川流域の重点地域を所管している二戸市から、当該地域内において実施していた生活排水対策の実施を推進するための計画（以下、「生活排水対策推進計画」という。）の終了及び重点地域の解除に係る申出がありました。

### 1 生活排水対策重点地域の概要

生活排水対策重点地域とは、生活排水により環境基準の確保が困難な河川等に対し、水質汚濁防止法の規定に基づいて都道府県知事が指定するものです。当該地域を含む市町村は、対象河川の水質や下水道設備の整備に関する目標等を設定した生活排水対策推進計画を定める必要があります。

岩手県内では現在、二戸市白鳥川流域及び花巻市後川流域等の2箇所を指定しています。

### 2 現状

(1) 白鳥川流域の重点地域を所管している二戸市から、生活排水対策推進計画の終了及び重点地域の解除に係る申出がありました。

(2) 二戸市から報告のあった資料より、重点地域の解除要件を満たしていると考えられます。

環境省が示している重点地域の解除要件は以下の2点です。

- ・重点地域の目標水質（環境基準等）が数年にわたり安定的に確保されており、指定を解除しても目標水質（環境基準等）の確保の継続が十分期待できる状況にあること。
- ・生活排水対策推進計画に定めた生活排水処理施設の整備に関する目標が概ね達成されていること。

参考 白鳥川流域の重点地域におけるBODの推移（二戸市の資料より）

採水地点名	計画策定当初	計画目標年次	水質目標
岩屋橋下	4.7 mg/L	0.6 mg/L	2 mg/L

### 3 今後の対応

指定の解除に向けた手続きを進めるものとします。

平成28年1月21日 岩手県環境審議会

2月下旬 重点地域解除に係る告示

## 水質汚濁防止法抜粋

(生活排水対策重点地域の指定等)

**第十四条の八** 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

- 一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域
- 二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であって水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

**2** 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

**3** 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都道府県の区域にわたる場合においては、都道府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都道府県の都道府県知事に通知しなければならない。

**4** 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(以下「生活排水対策推進市町村」という。)に通知しなければならない。

**5** 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

(生活排水対策推進計画の策定等)

**第十四条の九** 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画(以下「生活排水対策推進計画」という。)を定めなければならない。

**2** 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
- 二 生活排水処理施設の整備に関する事項

**3** 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

**4** 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

**5** 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

**6** 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあっては勧告をすることができる。

**7** 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

**8** 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。